

政令第 号

道路法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条第二項本文（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項本文中「一・〇八を乗じて得た」を「、当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた」に改め、同項ただし書中「一・〇八を乗じて得た」を「、当該各年度において当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第十九条関係）

	占 用 料
--	-------------

										占用物件	
地下に設ける電 類	上空に設ける線 共架電線その他	その他の柱類	第三種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱	年 つき 一本に	単位	
										長さ一 メートル につ	第一級地
	一五	一五〇	三、四〇〇	二、四〇〇	一、五〇〇	三、五〇〇	二、六〇〇	一、七〇〇		第一級地	所在地
	七	六五	一、四〇〇	一、〇〇〇	六五〇	一、五〇〇	一、一〇〇	七三〇		第二級地	
	五	四六	一、〇〇〇	七三〇	四六〇	一、一〇〇	七九〇	五一〇		第三級地	
	四	三八	八三〇	六一〇	三八〇	八八〇	六五〇	四二〇		第四級地	
	三	三四	七四〇	五四〇	三四〇	七八〇	五八〇	三八〇		第五級地	

物 る工 作 に掲 げ 第 一 号	第 一 項	第 一 号	第 一 項	第 一 項	第 一 項	法 第 三 十 二 条	法 第 三 十 二 条	線その他の線類	
								路上に設ける変 压器	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年
変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所								九	九
								四	四
								三	三
								二	二
								二	二

その他のもの	広告塔				郵便差出箱及び 信書便差出箱	
	表示面	積一平	方メー	トルに	年	年
つきー	トルに	方メー	積一平	占用面	年	年
						一、三〇〇
						五五〇
						三八〇
						三二〇
						二八〇

外径が〇・一五 満のもの	外径が〇・一メ ートル以上〇・ 一五メートル未 満のもの	外径が〇・〇七 メートル以上〇 ・一メートル未 満のもの	外径が〇・〇七 メートル未満の もの
			年
	一四〇	九二	六四
	五九	三九	二七
	四一	二七	一九
	三四	二三	一六
	三〇	二〇	一四

法第三 十二条 満のもの	第一項 第二号 に掲げ る物件	外径が○・二メ メートル以上○ ・二メートル未 満のもの	外径が○・四メ メートル以上○ ・
長さ一 メートル につ き一年			
一八〇	二八〇	三七〇	
七八	一二〇	一六〇	
五五	八二	一一〇	
四五	六八	九一	
四一	六一	八一	

	設 号及び第四号に掲げる施 法第三十二条第一項第三			
		七メートル未満 のもの	外径が〇・七メ ートル以上一メ ートル未満のも の	外径が一メート ル以上のもの
一 の も	階 数 が			
Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	三、一〇〇	一、八〇〇	九二〇	六四〇
	一、三〇〇	七八〇	三九〇	二七〇
	九一〇	五五〇	二七〇	一九〇
	七六〇	四五〇	二三〇	一六〇
	六八〇	四一〇	二〇〇	一四〇

		る施設 に掲げ 第五号 第一項 十二条 法第三		地下街 及び地 下室		の	
その他のもの		路 地下に設ける通 路	路 上空に設ける通 路	の 三以上 階数が もの	の 二のも の	階数が の	の
占有面			年 つき一 トルに 方メー 積一平 占有面				
三、一〇〇	七、六〇〇	〇	一三、〇〇	Aに〇・〇一を乗じて得た額		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	
一、三〇〇	一、三〇〇	二、一〇〇					
九一〇	五六〇	九三〇					
七六〇	二九〇	四八〇					
六八〇	二〇〇	三三〇					

		第六号 第一項 第十二条 法第三					祭礼、縁日その 他の催しに際し 、一時的に設け るもの					
表示面		その他のもの										
積一平	表示面	月	つき一	トルに	方メー	積一平	占用面	日	つき一	トルに	方メー	積一平
					二、五〇〇						二五〇	
					四三〇						四三	
					一九〇						一九	
					九六						一〇	
					六七						七	

標識	～ 除く。 ものを である アーチ 看板（												
	の もの その 他					一 時的 に 設 け る もの							
年	つき	一本に	年	つき	トルに	方メー	積一平	表示面	月	つき	トルに	方メー	
	二、	四〇〇			〇	二五、	〇〇					二、	五〇〇
	一、	〇〇〇				四、	三〇〇						四三〇
	七	三〇				一、	九〇〇						一九〇
	六	一〇				九	六〇						九六
	五	四〇				六	七〇						六七

第七号
第七條
に掲げ
る物件

		旗ざお						
祭礼、 縁日そ	祭礼、 縁日そ	その他 のもの	その他 のもの	に設け るもの	一時的 に設け るもの	際し、 催しに 他のの	縁日そ	祭礼、 縁日そ
その面	月	つき一	一本に		日	つき一	一本に	
		二、五〇〇				二五〇		
		四三〇				四三		
		一九〇				一九		
		九六				一〇		
		六七				七		

	幕（第 七条第 四号に 掲げる 工所用 施設で あるも のを除 く。）					他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの					
車道を	月	つき一	トルに	方メー	積一平	その面	日	つき一	トルに	方メー	積一平
			二、 五〇〇						二五〇		
			四三〇						四三		
			一九〇						一九		
			九六						一〇		
			六七						七		

に掲げる工事用材料	第七号第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号	設 第七号第三号に掲げる施設	作 物 第七号第二号に掲げる工	アーチ									
				占用面	積一平	方メー	トルに	年	つきー	アーチ			
										の	もの	るもの	横断す
方メー	積一平	占用面	方メー	トルに	年	つきー	月	つきー	一基に				
二、五〇〇	四三〇	一九〇	九六	六七	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇	〇	一三、〇〇	二五、〇〇
						一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇	二、一〇〇	九三〇	四、三〇〇	一、九〇〇
						九一〇	七六〇	六八〇	四八〇	三三〇	四八〇	九六〇	九六〇
						七六〇	六八〇	四八〇	三三〇	三三〇	三三〇	六七〇	六七〇
						六八〇	四八〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	六七〇	六七〇

第七号 に掲げ		第七号 に掲げる施設		第七号第六号に掲げる仮 設建築物及び同条第七号 に掲げる施設	
地下（ 階数が 一のも	の 上空に設けるも もの	トンネルの上又 は高架の道路の 路面下（当該路 面下の地下を除 く。）に設ける もの	トルに つき一 月	トルに	
				Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
		て得た額 一四を乗じ て得た額			
		て得た額 一六を乗じ て得た額			
		て得た額 一九を乗じ て得た額			
		て得た額 二三を乗じ て得た額			
					七六
					六八

る施設 に掲げ 第九号 第七条	建築物	その他のもの	もの	設ける	。に	を除く	の地下	ルの上	トンネ
			のもの	三以上	階数が	の	二のも	階数が	の

占有面

〇八を乗じ	Aに〇・〇	て得た額	一一を乗じ	Aに〇・〇	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
一を乗じて	Aに〇・〇	て得た額	一四を乗じ	Aに〇・〇			
一二を乗じ	Aに〇・〇	て得た額	一六を乗じ	Aに〇・〇			
一三を乗じ	Aに〇・〇	て得た額	一九を乗じ	Aに〇・〇			
一六を乗じ	Aに〇・〇	て得た額	二三を乗じ	Aに〇・〇			

上げる応	第七号に掲げる応	第七号に掲げる応	第七号に掲げる応	第十号に掲げる応	第七号に掲げる応
上空に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他のもの	建築物	
年つき一					
積一平					
	<p>て得た額</p> <p>一一を乗じて得た額</p> <p>て得た額</p> <p>一四を乗じて得た額</p> <p>て得た額</p> <p>一六を乗じて得た額</p> <p>て得た額</p> <p>一九を乗じて得た額</p> <p>て得た額</p> <p>二三を乗じて得た額</p>	<p>て得た額</p> <p>得た額</p> <p>て得た額</p> <p>て得た額</p> <p>て得た額</p> <p>て得た額</p>	<p>Aに〇・〇</p> <p>〇八を乗じて得た額</p> <p>Aに〇・〇</p> <p>一を乗じて得た額</p> <p>Aに〇・〇</p> <p>一二を乗じて得た額</p> <p>Aに〇・〇</p> <p>一三を乗じて得た額</p> <p>Aに〇・〇</p> <p>一六を乗じて得た額</p>	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	<p>て得た額</p> <p>得た額</p> <p>て得た額</p> <p>て得た額</p> <p>て得た額</p>

急仮設 建築物	の	第七條第十二号に掲げる 器具	第七條 第十三 第七條	設 げる施 号に掲 第七條 第十三 第七條
	その他のもの		トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの の 上空に設けるもの	

Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額

	その他のもの		Aに〇・〇三三を乗じて得た額
--	--------	--	----------------

附 則

この政令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

理由

社会経済情勢の変化に鑑み、指定区間内の国道に係る占用料の額を改定する等の必要があるからである。